

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山市北区大内田1310番地
氏 名 マテリアルバンク株式会社
代表取締役 矢 吹 啓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大 森 雅 夫



許可の年月日 平成 31 年 4 月 8 日
許可の有効期限 令和 6 年 3 月 15 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 積替え(あり)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、がれき類 以上13種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

(1)積替え又は保管を行う場所及び面積並びに保管する産業廃棄物の種類

岡山市北区大内田字三谷1317番1外2筆(面積:997.1㎡)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、がれき類 以上7種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2)保管上限及び積み上げることのできる高さ

455.4㎡ 2.5m

3. 許可の条件

(1)積替え又は保管を行う場所及び面積

岡山市北区大内田字三谷1317番1外2筆(面積:997.1㎡)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 3月16日 新規許可

平成31年 4月 8日 更新許可

令和 4年 1月13日 許可証書換え(代表者の変更)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無